

安全計画の策定義務化等に伴う児童福祉施設の基準の見直しについて

1 趣旨

国の児童福祉施設等に係る設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、事業者に対する安全計画の策定の義務付け等がされたことから、北上市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準条例ほか2条例について所要の改正をするもの。

2 改正する例規と改正概要

I 北上市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準条例

- (1) 対象事業 家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業
- (2) 改正内容
 - ① 安全計画の策定等の義務化
 - ・児童の安全確保に関する計画（安全計画）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない
 - ・職員に対する安全計画の周知、研修及び定期的な訓練の実施義務化
 - ・保護者に対する安全計画の取組内容の周知の義務化
 - ・安全計画の定期的な見直しと、必要に応じた変更の実施
 - ② 自動車を運行する場合の所在確認等の義務化
 - ・乗降時の所在確認のほか、乳幼児の送迎車は見落とし防止装置設置の義務化
 - ③ インクルーシブ保育を可能とするための設備・人員基準の緩和
 - ・他の社会福祉施設を併設するとき、設備及び職員の兼用・兼務可能
 - ④ 懲戒に係る権限の濫用禁止の削除
 - ・民法における懲戒権の規定の削除に伴うもの
 - ⑤ 感染症・食中毒の予防及びまん延防止に必要な措置の明確化
- (3) 施行日

令和5年4月1日（懲戒に係る権限の濫用禁止の削除は公布の日）
 （見落とし防止措置の設置については令和6年3月31日まで経過措置期間）

II 北上市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準条例

- (1) 対象事業 放課後児童健全育成事業
- (2) 改正内容
 - ① 安全計画の策定等の義務化
 - ② 自動車を運行する場合の所在確認の義務化
 - ③ 業務継続計画の策定等の努力義務化
 - ④ 感染症・食中毒の予防及びまん延防止に必要な措置の明確化
- (3) 施行日
 令和5年4月1日（安全計画の策定等については令和6年3月31日まで努力義務期間）

III 北上市特定教育・保育施設等の運営の基準条例

- (1) 対象施設 保育所等
- (2) 改正内容
 - ① 懲戒に係る権限の濫用禁止の削除
 - ② 子ども家庭庁設置法の制定に伴う条ずれの修正
- (3) 施行日
 令和5年4月1日（懲戒に係る権限の濫用禁止の削除は公布の日）

3 スケジュール

- 2月 庁議
- 3月 議会、（議決後）事業者への説明